鳥取県告示第728号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

	名 称		指定に係る障害	指定に係る障害		
		主たる事務所の	福祉サービス事	福祉サービス事	障害福祉サービス	変更年月日
		所在地	業を行う事業所	業を行う事業所	の種類	
			の名称	の所在地		
社会福祉法人養		米子市上後藤八	グループホーム	米子市両三柳	共同生活介護、共	平成23年12月
和会		丁目 9 -23	つばさ	897 — 3	同生活援助	1 日